

令和7年度 5月只見町農業委員会定例総会議事録	
日時	令和7年5月15日(木) 午後1時30分開会 午後14時45分閉会
場所	只見町下庁舎2階応接室
出席委員	2番:三瓶新一郎、3番:目黒美樹、7番:齋藤 聡、6番:渡部 理一 9番:山内征久 11番:飯塚 春夫 【合計 6名】
欠席委員	1番:渡部周一郎、4番:佐藤泉太、5番:吉津榮一、8番:星 和榮 10番:小沼一弘 【合計 5名】
事務局	事務局長 星 一、事務局職員 岩淵 秀一
議題	【議案第2号】農地法第5条の規定による許可申請について 【議案第3号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について 【協議報告事項】 (1) 地域計画内の農地の権利移動・転用申請等への対応について (2) 令和8年度農業施策に関する意見の提出等の検討について (3) 南会津地方農業委員会連合会臨時総会について (4) その他
議事録署名	6番:渡部 理一 7番:齋藤 聡
会議の概要	
事務局	開会前に総会配布資料の確認を行う。
会長	挨拶の中で、農繁期に入り5月14日の会長・事務局長研修会に出席したことを報告後、本日の総会が全委員の2分の1以上の出席を認め、本会が成立したことを報告します。 それでは、本日の定例総会の提出議案に入る前に議事録署名人を慣例により私から指名したいと思います。6番委員渡部理一さんと7番委員の齋藤聡さんをお願いします。
渡部理一 齋藤 聡	(了承)
会長	はい、それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。
事務局	それでは議案書3ページをご覧ください。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。申請は1件です。(議案書により説明) 場所及び利用状況については別紙提出議案資料の2ページが位置図でございます。3ページは現地調査の写真です。土地利用計画図が4ページ、5ページが農地転用同意書、6ページが農地復元計画書となります。なお、調査報告については7ページでございますので、担当の農業委員より報告願います。 今回、許可前に客土を運んだ経緯があったため、施工業者や申請者を呼んで、説明を聴いた後、顛末書を提出していただいたことをご報告いたします。
小沼委員	5月8日に推進委員の新國さんと現地確認を行い、地目は田であるが隣接する田にトマトハウスを建設するための客土用の土を仮置きするための一時転用でございます。土地所有者Aと耕作者Bさんからは同意を得ており、工事終了後には農地に復元するというのを聞いております。周囲に与える影響もないことや取水排水等、特に問題なしと報告した。
事務局	8～9ページの意見書について、農地転用に関する許可基準や土地改良事業の関係、農振地域の関係や地域計画について、説明した。

会長	只今、事務局及び担当委員の説明が終わりました。 この議案について申請者は顛末書の提出という形で、深く反省していることから、今回は注意指導という形をとりました。それらを含め意見のある方、挙手をお願いします。 意見がないようでしたら、議案第2号の案件を承認するに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
会長	全会一致により、議案第2号は原案のとおり承認されましたので、福島県へ意見書を付して進達したいと思います。 続けて、議案第3号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について、を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号農用地利用集積等促進計画について、ご説明申し上げます。議案書4ページをご覧ください。町長に対しまして、農用地利用集積等促進計画を定めることについて、意見を求められましたので、別紙により回答するものである。筆数は26筆、設定面積が14,906平米という一括契約(貸し手→公社→借り手)となっております。本日の提出ということで農業委員長名となっております。 提出議案資料の10ページをご覧くださいまして、こちらの文書は町長から農業委員長へへの照会文となっております。11ページから12ページは契約の詳細一覧となっております。全て新規契約でございます。No.1～9番までが大字只見字新屋敷の所有者Cから公社を経由し、株式会社Dへ令和7年7月1日から令和12年12月31日の約6年間使用貸借で貸しつける筆で、農作物は「エゴマ」ということです。No.10番は大字小川字下村の所有者Fから公社経由で小川地区の担い手であるGへ同じ期間の6年間使用貸借で貸しつける筆で、農作物は「アスパラ」ということです。No.11～13の大字小林の所有者Hは公社を経由し株式会社Iへ令和7年7月1日から令和17年12月31日の約11年間使用貸借で貸しつける筆で、農作物は「水稻」ということです。(公告予定日は、7月1日でございます。) 13ページは、農業委員会から只見町長へ意見の回答(案)ということで、計画について及び貸付相手方に関する要件で「異議なし」となっております。 以上よろしく願いいたします。
会長	只今、事務局の説明が終わりました。 この議案について意見のある方、挙手をお願いします。
全委員	ありません。
会長	はい、無ければ質疑を打ち切り採決に移ります。議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について、別紙どおり「異議なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	(全員挙手)
会長	はい、ありがとうございました。全会一致で原案どおり承認されました。本日の提出議案は以上です。続いて、協議報告事項に入ります。事務局お願いします。
事務局	(1) 地域計画内の農地の権利移動・転用申請等への対応について 別紙資料(1)に基づき説明を行う。 令和7年3月末に、ほぼ全ての地域で「地域計画」が策定されました。 今後、農地の権利移動や転用に関しては「地域計画に位置付けされた者」以外の者へ移動する場合には、制約が生じる。(協議の場を経ての同意と変更が必要) →時間がかかる。

	<p>市町村が事前に協議の場合での合意を前提に事後変更を認めれば、事後変更でよいとされる。</p> <p>また、小規模で協議の場を開催する参集範囲の最低ラインは、申請者・農業委員会・市町村・利害関係者としている。</p> <p>(2) 令和8年度農業施策に関する意見の提出等の検討について 事務局より資料(2)に基づき説明を行う。時間の関係上意見集約については、次回6月定例総会までに意見を提出いただき、協議することで満場一致した。</p> <p>(3) 南会津地方農業委員会連合会臨時総会について 会長より、4月22日(木)に南会津町役場にて、臨時総会が開催され、主な議題は役員改選について、結果輪番で会長は、下郷町農業委員長、只見町農業委員会会長は、連合会の副会長となり、同時に農業会議の理事及び常設審議委員も兼ねることを報告した。</p> <p>なお、会長より県の常設委員会は毎月開催されるため事務局随行でお願いされた。</p> <p>(4) その他 特になし</p> <p>以上、事務局から報告申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、すべての議案、報告事項が終わりましたので、他に無いようなので、これで5月の定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>

只見町農業委員長 飯塚 春夫 様

この議事録は、会議内容と相違ないことを認め署名する。

令和7年 6月16日

議事録署名人 齋藤 聡

議事録署名人 渡部 理一